

## 別表(その1)

## 自主点検表

| (液体燃料を使用する器具)<br>条例第18条関係                           | 根拠法令           | 確認 |
|-----------------------------------------------------|----------------|----|
| 消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内に開設しないこと。 | 要綱第4条第1号       |    |
| 消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。                             | 要綱第4条第2号       |    |
| 防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。                  | 要綱第4条第3号       |    |
| 消火器の準備をして、使用方法を確認すること。                              | 条例第18条第1項第9号の2 |    |
| 可燃物からコンロ端までの距離（水平15cm以上、上1m以上）を確保すること。              | 条例第18条第1項第1号   |    |
| 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。                     | 条例第18条第1項第2号   |    |
| 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。                   | 条例第18条第1項第3号   |    |
| 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。                | 条例第18条第1項第4号   |    |
| 不燃性の床上又は台上で使用すること。                                  | 条例第18条第1項第5号   |    |
| 故障し、又は破損したものを使用しないこと。                               | 条例第18条第1項第6号   |    |
| 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。                        | 条例第18条第1項第7号   |    |
| 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。                               | 条例第18条第1項第8号   |    |
| 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。     | 条例第18条第1項第9号   |    |
| 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。                             | 条例第18条第1項第10号  |    |
| 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。                          | 条例第18条第1項第11号  |    |
| 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。                          | 条例第18条第1項第12号  |    |
| 器具の点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。                        | 条例第18条第1項第13号  |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。 | 要綱第16条第1号      |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。 | 要綱第16条第2号      |    |

## 別表(その2)

## 自主点検表

| (固体燃料を使用する器具)<br>条例第19条関係                           | 根拠法令           | 確認 |
|-----------------------------------------------------|----------------|----|
| 消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内に開設しないこと。 | 要綱第4条第1号       |    |
| 消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。                             | 要綱第4条第2号       |    |
| 防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。                  | 要綱第4条第3号       |    |
| 消火器の準備をして、使用方法を確認すること。                              | 条例第18条第1項第9号の2 |    |
| 可燃物からコンロ端までの距離（水平30cm以上、上1 m以上）を確保すること。             | 条例第18条第1項第1号   |    |
| 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。                     | 条例第18条第1項第2号   |    |
| 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。                   | 条例第18条第1項第3号   |    |
| 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。                | 条例第18条第1項第4号   |    |
| 不燃性の床上又は台上で使用すること。                                  | 条例第18条第1項第5号   |    |
| 故障し、又は破損したものを使用しないこと。                               | 条例第18条第1項第6号   |    |
| 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。                        | 条例第18条第1項第7号   |    |
| 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。     | 条例第18条第1項第9号   |    |
| 開設中は火気付近を常に整理整頓し、その場を離れないこと。                        | 要綱第11条第1号      |    |
| 終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。               | 要綱第11条第2号      |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となる場合は、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。 | 要綱第16条第1号      |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。 | 要綱第16条第2号      |    |

## 別表(その3)

## 自主点検表

| (気体燃料を使用する器具 )<br>条例第20条関係                                        | 根拠法令           | 確認 |
|-------------------------------------------------------------------|----------------|----|
| 消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内に開設しないこと。               | 要綱第4条第1号       |    |
| 消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。                                           | 要綱第4条第2号       |    |
| 防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。                                | 要綱第4条第3号       |    |
| 消火器の準備をして、使用方法を確認すること。                                            | 条例第18条第1項第9号の2 |    |
| 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さで使用する。 (ゴム製のホースは5m以内の適正な長さ) | 条例第20条第1項      |    |
| 可燃物からコンロ端までの距離 (水平15cm以上、上1m以上) を確保すること。                          | 条例第18条第1項第1号   |    |
| 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。                                   | 条例第18条第1項第2号   |    |
| 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。                                 | 条例第18条第1項第3号   |    |
| 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。                              | 条例第18条第1項第4号   |    |
| 不燃性の床上又は台上で使用すること。                                                | 条例第18条第1項第5号   |    |
| 故障し、又は破損したものを使用しないこと。                                             | 条例第18条第1項第6号   |    |
| 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。                                      | 条例第18条第1項第7号   |    |
| 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。                                             | 条例第18条第1項第8号   |    |
| 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。                   | 条例第18条第1項第9号   |    |
| 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。                                           | 条例第18条第1項第10号  |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となる場合は、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。               | 要綱第16条第1号      |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。               | 要綱第16条第2号      |    |

## 別表(その4)

## 自主点検表

| (電気を熱源とする器具)<br>条例第21条関係                            | 根拠法令           | 確認 |
|-----------------------------------------------------|----------------|----|
| 器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具を除く               |                |    |
| 消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内に開設しないこと。 | 要綱第4条第1号       |    |
| 消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。                             | 要綱第4条第2号       |    |
| 防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。                  | 要綱第4条第3号       |    |
| 消火器の準備をして、使用方法を確認すること。                              | 条例第18条第1項第9号の2 |    |
| 通電した状態でみだりに放置しないこと。                                 | 条例第21条第1項第1号   |    |
| 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。             | 条例第21条第1項第2号   |    |
| 可燃物からコンロ端までの距離（水平15cm以上、上1m以上）を確保すること。              | 条例第18条第1項第1号   |    |
| 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。                     | 条例第18条第1項第2号   |    |
| 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。                   | 条例第18条第1項第3号   |    |
| 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。                | 条例第18条第1項第4号   |    |
| 不燃性の床上又は台上で使用すること。                                  | 条例第18条第1項第5号   |    |
| 故障し、又は破損したものを使用しないこと。                               | 条例第18条第1項第6号   |    |
| 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。                        | 条例第18条第1項第7号   |    |
| 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。     | 条例第18条第1項第9号   |    |
| たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を厳守すること。                          | 要綱第12条第1号      |    |
| コンセントの接続部分及び電気配線に照明器具等の荷重が掛からないようにすること。             | 要綱第12条第2号      |    |
| 電気器具、コンセント等を屋外で使用する場合は、屋外用の延長コード等を使用すること。           | 要綱第12条第3号      |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。 | 要綱第16条第1号      |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。 | 要綱第16条第2号      |    |

別表(その5)

自主点検表

| (使用に際し火災の発生のおそれのある器具)<br>条例第22条関係                   | 根拠法令           | 確認 |
|-----------------------------------------------------|----------------|----|
| 消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内に開設しないこと。 | 要綱第4条第1号       |    |
| 消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。                             | 要綱第4条第2号       |    |
| 防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。                  | 要綱第4条第3号       |    |
| 消火器の準備をして、使用方法を確認すること。                              | 条例第18条第1項第9号の2 |    |
| 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。                     | 条例第18条第1項第2号   |    |
| 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。                   | 条例第18条第1項第3号   |    |
| 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。                | 条例第18条第1項第4号   |    |
| 不燃性の床上又は台上で使用すること。                                  | 条例第18条第1項第5号   |    |
| 故障し、又は破損したものを使用しないこと。                               | 条例第18条第1項第6号   |    |
| 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。                        | 条例第18条第1項第7号   |    |
| 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。     | 条例第18条第1項第9号   |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となる場合は、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。 | 要綱第16条第1号      |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。 | 要綱第16条第2号      |    |



別表(その6)

自主点検表

| <p>(液化石油ガスボンベの取扱い)</p> <p>要綱第9条関係</p>                                                          | <p>根拠法令</p>          | <p>確認</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------|
| <p>ボンベは、直射日光を避け、常に摂氏40度以下で使用する事。</p>                                                           | <p>要綱第9条<br/>第1号</p> |           |
| <p>安全弁が作動しなくなるので、横置きにしない事。</p>                                                                 | <p>要綱第9条<br/>第2号</p> |           |
| <p>鎖等で転倒防止の措置を講じ、露店等の関係者以外の者がみだりに近づかない安全な場所に設置すること。</p>                                        | <p>要綱第9条<br/>第3号</p> |           |
| <p>1日の営業に必要な本数だけを配置し、1本当たりの容量は50キログラム未満とすること。</p>                                              | <p>要綱第9条<br/>第4号</p> |           |
| <p>器具及びゴム製のホースは、専用のものを使用すること。</p>                                                              | <p>要綱第9条<br/>第5号</p> |           |
| <p>ゴム製のホースは、ひび割れ等を点検し、劣化したものは使用しないこと。<br/>また、5メートル以内の適正な長さで使用し、ホースバンドその他これらに類するもので締め付けること。</p> | <p>要綱第9条<br/>第6号</p> |           |
| <p>ゴム製のホースは、継手などの器具を用いて接続しないこと。</p>                                                            | <p>要綱第9条<br/>第7号</p> |           |
| <p>液化石油ガスは、空気より重く低所に滞留するおそれがあるため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。</p>                                    | <p>要綱第9条<br/>第8号</p> |           |

## 別表(その7)

## 自主点検表

| (カセットこんろの取扱い)<br>要綱第10条関係                                  | 根拠法令      | 確認 |
|------------------------------------------------------------|-----------|----|
| 気体燃料を使用する発電機にあつては、自主点検表（その3）を確認すること。                       |           |    |
| カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は、カセットボンベが過熱され、爆発するおそれがあるので使用しないこと。     | 要綱第10条第1号 |    |
| カセットボンベは、取扱説明書の表示のとおり、正しく装着すること。                           | 要綱第10条第2号 |    |
| カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、内圧が上昇しない場所に保管し、常に摂氏40度以下で使用するこゝと。 | 要綱第10条第3号 |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。        | 要綱第16条第1号 |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。        | 要綱第16条第2号 |    |



別表(その8)

自主点検表

| <p>(発電機の取扱い)</p> <p>要綱第13条関係</p>                                                         | 根拠法令       | 確認 |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 液体燃料を使用する発電機にあつては、自主点検表(その1)を確認すること。                                                     |            |    |
| 気体燃料を使用する発電機にあつては、自主点検表(その3)を確認すること。                                                     |            |    |
| 事前に燃料を十分に給油すること。                                                                         | 要綱第13条第1号  |    |
| 可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。                                                           | 要綱第13条第2号  |    |
| 安定した平らな場所で使用すること。                                                                        | 要綱第13条第3号  |    |
| 雨などの水が掛からない場所で使用すること。                                                                    | 要綱第13条第4号  |    |
| 燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。                                                                  | 要綱第13条第5号  |    |
| 発電機の排気が、携行缶、ボンベ及び可燃性の物品に当たらないようにすること。                                                    | 要綱第13条第6号  |    |
| 発電機を稼働したまま移動させないこと。                                                                      | 要綱第13条第7号  |    |
| 補給が必要になったときは、発電機を停止させ、風通しが良く、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認したうえで行うこと。 | 要綱第13条第8号  |    |
| 燃料を補給するときは、漏洩、あふれ、飛散させないように注意すること。                                                       | 要綱第13条第9号  |    |
| 燃料が漏洩したときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。                                                        | 要綱第13条第10号 |    |
| 取扱説明書をよく読み、記載内容のとおり使用すること。                                                               | 要綱第13条第11号 |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となる場合は、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。                                      | 要綱第16条第1号  |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。                                      | 要綱第16条第2号  |    |

## 別表(その9)

## 自主点検表

| (危険物の取扱い)<br>要綱第14条関係                                                                          | 根拠法令      | 確認 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|
| 危険物の保管は、指定数量の5分の1未満の必要最小限の量とすること。                                                              | 要綱第14条第1号 |    |
| 危険物の保管は、消防法令に適合した携行缶等の容器を用いることとし、容器に破損、腐食、裂け目等がないか確認すること。                                      | 要綱第14条第2号 |    |
| 携行缶等の容器は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度や内圧が上昇しないようにすること。                                                   | 要綱第14条第3号 |    |
| 携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁等を操作して減圧すること。<br>ただし、すでに直射日光等により高温になっている場合は、摂氏40度以下に温度が下がるまで減圧作業等の操作はしないこと。 | 要綱第14条第4号 |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。                                            | 要綱第16条第1号 |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。                                            | 要綱第16条第2号 |    |
|                                                                                                |           |    |
| (がん具用煙火の取扱い)<br>要綱第15条関係                                                                       |           |    |
| がん具用煙火を販売する露店等に対しては、たばこ等の火で容易に着火しないよう指導するものとする。                                                | 要綱第15条    |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。                                            | 要綱第16条第1号 |    |
| 2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。                                            | 要綱第16条第2号 |    |